

## 角田市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

(設置)

**第1条** 人口急減、少子高齢化という大きな課題に対応し、角田市の特徴を活かした自立的で持続可能な社会を創生するため、角田市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の総合的な施策の企画並びに推進に関すること。
- (2) 前号の所掌事務に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) その他第1条の目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は本部を統括する。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が掛けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、必要な説明又は、意見を聞くことができる。

(庶務)

**第5条** 本部の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成27年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 市民福祉部長 産業建設部長 教育次長 政策企画課長 財政課長 生活環境課長 健康推進課長 社会福祉課長 子育て支援課長 農政課長 商工観光課長 道の駅整備室長 土木課長 建築住宅課長 教育総務課長 生涯学習課長